

区立鹿本幼稚園の平成 25 年度の園児募集停止の撤回と正しい手続きを求める陳情

## 陳情要旨

平成24年9月24日の教育委員会定例会にて「第48号議案 平成25年度 区立幼稚園園児募集について」が審議され、鹿本幼稚園での平成25年度の4歳児の募集をしないことが決定されました。

しかしながら、教育委員会においては現在に至るまで、鹿本幼稚園の閉園について正式な審議・議決はなされていないことが行政開示文書の結果判明しました。つまり、正式な閉園決定なき園児募集停止という措置となっています。

この件について行政法と行政訴訟に詳しい弁護士に見解を求めたところ、「教育委員会および議会での閉園正式決定前に、園児募集を先行して停止することは、議会の審議・決定権限を侵害する違法行為である」との指摘がありました(資料1)。法的に正しい手続きは、教育委員会での議決を経て区長より議会に提案がなされ、議会で議決されることによってまず閉園が正式に決定される。そしてその後に初めて、園児募集の停止措置が可能というものです。大田区や隣の市川市など他の自治体でも公立幼稚園閉園の事例がありますが、いずれも教育委員会および議会での正式決定の後に園児募集停止の措置をとっています。

閉園を正式決定する前に園児募集停止をすることは、法の観点のみならず、一般的な道理としても明らかにおかしい進め方であり、このような違法で道理も通らない方法を強行して実質閉園に追い込むようなやり方は、教育委員会への区民の信頼を大きく失わせるだけです。

つきましては、鹿本幼稚園の園児募集停止措置については、あらためて教育委員会および議会での閉園決定を経たうえで進めることを要望します。

具體的な陳情項目

1. 今年は4歳児・5歳児ともに園児募集を行う → 広報えどがわへの園児募集停止の掲載中止・取消し
2. あらためて法的に正式な手続きで園児募集停止措置を進める → 最低1年の閉園延期が必要

平成24年10月9日

陳情者代表

江戸川区教育委員会委員長 百野弘保殿

[illegible]

行政法と行政訴訟に詳しい弁護士より、

**「鹿本幼稚園の閉園手続きは違法」**と指摘がありました。

あらためて、法的に正しいやり方で閉園の手続きをとるべきです。

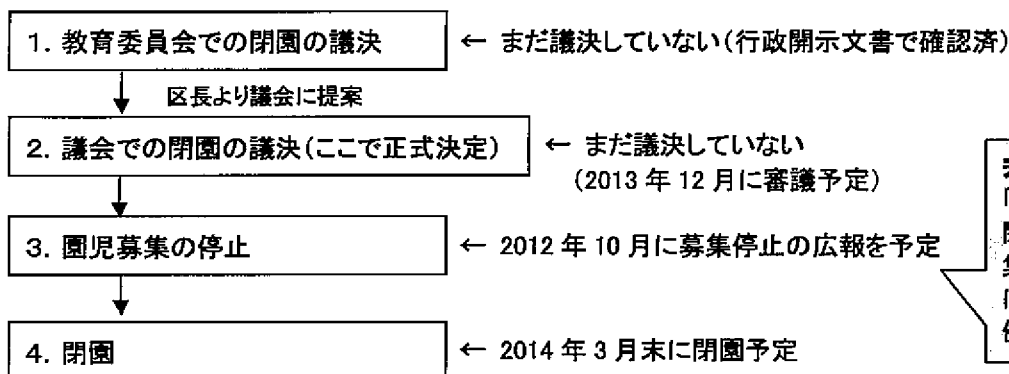
**【至急とられるべき対応】**

1. 今年は4歳児・5歳児ともに園児募集を行う → 広報えどがわへの園児募集停止の掲載中止・取消し
2. あらためて法的に正式な手続きで閉園計画を進める → 最低1年の閉園延期が必要

## ■教育委員会および議会での閉園の議決前に園児募集を停止するのは違法行為！

**【法的に正しい手続き】**

**【鹿本幼稚園の手続き】**



**弁護士見解**

「教育委員会および議会での閉園正式決定前に、園児募集を先行して停止することは、議会の審議・決定権限を侵害する違法行為である」

- ※ 他の自治体は上記手続きにて対応(大田区は2004年に議会で議決し2009年閉園。市川市は上記進め方で手続き中)
- ※ 弁護士見解は、行政法と行政訴訟に詳しい大龍法律事務所、阿部泰隆先生(東京大学法学博士、神戸大学名誉教授、中央大学総合政策学部教授を歴任し現在に至る)の見解

公立幼稚園の存廃は住民に広く影響する重要事項であり、法律で「教育委員会による議決ののち、議会にて条例改正が議決されること」が求められています。つまり教育委員会事務局だけでは決定できず、教育委員会が正式決定した後で、住民が選んだ議員による議決によって正式決定されるしくみが整えられています。

しかし鹿本幼稚園の閉園手続きでは、議会の議決どころか、教育委員会の決定さえまだされていないうちから、事務局が先行して閉園の計画を「決定事項」として説明し手続きを進めています。これは弁護士からも「住民の代表者からなる議会の審議・決定権限を侵害する違法行為」との指摘を得ています。

## ■文教委員会で審議中であり住民代表からなる議員の判断も尊重すべき！

議会に正式に閉園手続きの議案はあがっていませんが、現在文教委員会でも閉園延期の陳情が継続審議されています。前回の委員会では委員9名中、採択(3名)、趣旨採択(3名)、不採択(3名)と、住民代表である議員の1/3が閉園の延期を求めており、趣旨採択も含めれば過半数です。さらに審議を尽くして結論を出すべきという状態です。この状態で、事務局が先行して閉園手続きを先に進め、実質閉園に追い込むという方法は、違法であるだけでなく道義的にも区民に大きな不信感を抱かせ、民主主義の根幹をゆるがす不当な行為と言わざるをえません。あらためて正式な手続きでの対応を要望します。